

# 自由民主党ぐんま政治塾 学則

## 前文

「自由民主党ぐんま政治塾」は、自由民主党群馬県支部連合会による、党の将来を見据えた政治を学ぶ場である。日本人としての誇りを持ち、国家国民、県民を熱く思う、そして政治を託せる有為な青壮年を育成することを目的とする。また広く自由民主党を支持し、期待を寄せて下さる方々に、より広く政治全般への関心を高めて頂くことを合せて目的とし、この講座を開設するものである。

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本塾は「自由民主党ぐんま政治塾」と称する。

(所在地)

第2条 本塾は本部(事務局)を、群馬県前橋市大手町1丁目13番14号群馬県政  
館内に置く。

(運営)

第3条 本塾は「自由民主党ぐんま政治塾理事会」によって運営される。

(学則の適用範囲)

第4条 本学則は選考を経て入塾した塾生その他、理事会が認めた聴講生、体験入塾生、卒業生などにも適用される。

(講座・定員)

第5条 本塾には、専門政治コースと一般リーダーコースを置く。  
(1) 専門政治コースは、定員を30名以内とする。  
(2) 一般リーダーコースは定員を50名以内とする。  
ただし、理事会が特に必要と認めた場合、特別コースを設置することができる。  
(3) 聴講生及び体験入学生については、理事会の承認を以て塾長が許可する。

## 第2章 組織及び運営

(組織)

第6条 本塾に、塾長、事務局長、講師を置く。

- ( 1 ) 塾長は塾の責任者として、塾務を掌る。
- ( 2 ) 事務局長は、本塾の事務責任者として塾務を掌る。
- ( 3 ) 講師は非常勤とし、講座を担当する。
- ( 4 ) その他必要に応じて役職員を置くことができる。

( 講座 )

第 7 条 本塾の講座は、一般リーダーコースを 24 講座とし、専門政治コースを 48 講座とする。ただし、開塾式や特別セミナーを以てこれに代えることが出来る。

### 第 3 章 入塾

( 入学の時期 )

第 8 条 入学の時期は開塾式に準ずる。ただし、塾長の許可を得れば期の途中でも入塾することが出来る。

( 入塾の出願・選考 )

第 9 条 本塾に入塾を希望する者は、所定の入塾申込書により願い出なければならない。また、すべての志願者には書類選考が行なわれる。

( 入学資格 )

第 10 条 本塾に入塾することの出来る者は、下記各号のすべてに該当する者とする。

- ( 1 ) 日本国籍を有すること。
- ( 2 ) 年齢満 18 才以上、50 才未満であること。ただし理事会が認めた場合はこの限りではない。
- ( 3 ) 次のリーダーを目指し、自己研鑽に励むことを目的として自らの人生を考え、苦難に立ち向かい、生涯学習に意欲的であること。
- ( 4 ) 原則として、入塾時よりすべての講座に出席出来ること。
- ( 5 ) 所定の誓約書に署名捺印し、提出のうえ、その内容を遵守すること。

( 提出書類 )

第 11 条 入塾に必要な最低限の書類は下記の通りとする。また提出された書類は理由の如何を問わず、返却しない。

- ( 1 ) 入塾申込書
- ( 2 ) 履歴書
- ( 3 ) 誓約書
- ( 4 ) 住民票
- ( 5 ) 小論文 ( 専門政治コースのみ )

(学費・受講料)

第12条 学費・受講料は毎年開講前に理事会がこれを決定する。学費には規定の受講料の他、セミナー参加費などを含むものとする。

(1) すでに納付された学費は、如何なる理由があっても返還しない。

(2) その他、課外活動などには諸経費を徴収する。

(入塾手続き及び入学許可)

第13条 前条(第11条)の資格に適合し、合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、規定の受講料を納付しなければならない。塾長は前項の手続きを完了した者に入塾を許可する。

## 第4章 卒業

(卒業及び終了資格)

第14条 以下の項目を満たしている者に、塾長が卒業または終了を認可する。

(1) 所定の単位数を修得している。

(2) 総合審査に適している。

(3) 卒業論文を提出している(専門政治コース履修者は必須)。

塾長は、卒業または修了を認可した者に、卒業証書または修了証書を授与する。

(修業年限)

第15条 本塾の修業年限は1期を原則とする。但し、在学年数の上限は特に定めない。

(退学)

第16条 やむを得ない理由により退学しようとする者は、その自由を記載した所定の退学届けを提出し、塾長の許可を得なければならない。

## 第5章 賞罰及び除籍

(表彰)

第17条 表彰に関しては、理事会の決定により塾長が行なう。

(懲戒・除籍)

第18条 次の各号に該当する者を、理事長または塾長は、懲戒または除籍することが出来る。

(1) 正当な理由なくして出席しない者

(2) 本塾の秩序を乱し、また倫理や常識に反した者

(3) 正規入塾生で、以下の各項に該当する者

- (あ) 自由民主党以外の政党やそれに類する立場から立候補した者
  - (い) 第 11 条に定める誓約書に反する行為があった者
  - (う) 学則前文に反する行為に及んだ者
  - (え) 入塾に際して提出した書類内容に虚偽記載があった者
  - (お) 本塾に不利益を与えた者
- (4) その他、各項に準ずる。

## 第 6 章 その他

第 19 条 前文に反しない限り、塾長の承諾を得て、事務局長は、受講生に対し指導を行なうことが出来る。但し、緊急を要する場合は事後承諾を可とする。受講生はこれに従わなくてはならない。従わない場合は、第 18 条(4)項を適用する。

第 20 条 政治塾塾生は、以下の各項に留意しなければならない。

- (1) 政治塾塾生は「自由民主党ぐんま政治塾」の名称を理事会の許可なく使用してはならない。
- (2) 政治塾塾生が政治塾関連のなんらかの団体を組織する場合、以下の各項に従わなくてはならない。
  - (あ) 事務局長への報告を最低限必要とする。
  - (い) 活動内容を随時、事務局長へ報告する事を義務とする。
  - (う) 活動内容が政治塾に影響を及ぼす場合、事務局長の許可を要する。

以上に従わない場合、第 18 条(4)項を適用する。

第 21 条 その他本学則に定めのない事項については、理事会で決定する。

## 付則

1. 本学則は、平成 22 年 7 月 31 日より施行する。